

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和6年6月25日（火）午後1時30分から午後3時50分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

1 家庭裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

植木楽、小栗知子、尾野大樹、島由佳子、嶋末和秀（委員長）、田端浩二、塚田奈保、則定百合子、堀江佳史、山野雅哉、吉田雅彦

2 説明者

小西奈津き、西川夕紀

3 事務担当者等

石居友紀、藪本雅章、松本千昭、中村 匡、寺峰功、伊藤里恵、有吉晶子、坂口正幸、奥野由紀子

第4 議事

1 開会

2 前回の議事内容等

裁判所から、前回の家庭裁判所委員会のテーマ「家事事件手続における子の福祉への配慮について」について、次のとおり、委員からの御意見を踏まえた裁判所の取組等に関する報告を行った。

- (1) 子の福祉への配慮について理解を深めることを目的としたツールの一つである動画の視聴案内について、いただいた御意見を踏まえ、案内文書をラミネート加工し、家庭裁判所の待合室内のラックに配置した。その結果、調停に出席される方が、調停の待ち時間に二次元バーコードを読み取り視聴することができるようになった。

(2) 待合室での動画の再生については、いただいた御意見を踏まえて検討したが、家庭裁判所の事件の特性上、利害関係のある方同士の対面や危害行為防止のための動線にも考慮しなければならず、動画を再生する待合室を確保することができなかった。

(3) 子の福祉に配慮する大切さを子ども自身に知らせる方策については、いただいた御意見を踏まえ、今年度、パンフレット等を作成する方向で準備しているところである。

3 テーマ「家事調停手続のウェブ会議利用について」

意見交換に先立ち、和歌山家裁小西奈津き主任書記官及び西川夕紀書記官から、家事調停手続で利用されるウェブ会議の概要や利用状況について説明を行ったほか、裁判所職員において、ウェブ調停のデモンストレーションを行った。

4 意見交換の要旨

別紙のとおり

5 次回委員会の開催テーマ

裁判所における安全確保について

6 次回委員会の開催期日

未定（地裁委員会と合同開催予定）

7 閉会

(別紙)

意見交換の要旨

(●裁判所委員又は裁判所説明者等、○その他の委員)

1 質疑応答

- ウェブ会議を利用した事件について事件類型の内訳の説明があったが、ウェブ会議を利用した事件を含む全体の事件類型の内訳と比較するとどうか。
- 本日は、全体についての事件類型のデータは用意していないが、体感としては、遺産分割事件については、全体の事件の内訳はウェブ会議の割合として示した22%よりは少ないと感じている。ウェブ会議を利用した事件の割合として示した婚姻関係事件の54%や子の監護事件の17%については、全体としての事件の割合と言われても違和感のない数字である。
- 近隣に居住している場合や、DV事案でない場合であっても希望すればウェブ調停の利用が認められるのか。
- 法律上要件が定められており、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」といえるかどうかを調停委員会が判断することになる。要望があり、支障やマイナス面がなければ積極的に認めるのではないかと思う。個別の事件について病気や怪我、育児や介護などで出頭が難しいなど、個別の事件についての具体的な事情をみて判断することになる。
- 仕事が忙しいために出頭する時間がないというのは「相当と認めるとき」に該当するのか。
- 個別の判断にはなるが、実際に最寄りの裁判所でも自宅でもなく、職場の会議室を確保できるという場合にそこからの接続を認めたケースはある。
- 資料1「ウェブ会議を利用される方へ」はウェブ調停を利用することが決まった方に案内するものだが、裁判所がウェブ調停の利用が相当と判断して利用を勧めたり、ウェブ調停を利用できることを説明したりはしているのか。

- 全件について案内することはしていないが、当事者に期日の連絡をする際にウェブ調停が適しているような事情がうかがわれれば利用を案内することもある。
- 調停当日にウェブ会議の接続がうまくいかなかったときはどうするのか。
- 電話会議に切り替えることになる。民事訴訟の争点整理手続でウェブ会議の利用が開始された頃は接続がうまくいかず電話会議に切り替えることもあったが、ウェブ会議の利用が進んできていることもあり、家事のウェブ調停では接続で困ることはあまりない。

2 意見交換

- 私が利用する会議ではZ o o mを使用することが多く、Z o o mに比べるとW e b e xは事前の作業が多いと感じている。W e b e xの利用を前提にするとしても、簡素化できるところや工夫できるところもあるのではないか。
- 教育の現場でもウェブ会議は頻繁に行われており、Z o o mやG o o g l e M e e tを利用することが多いが、招待メールが届き、URLをクリックして会議に参加するというのは同じであるように思う。
- デモンストレーションの中で、反対当事者の話を聞く場面で、ウェブ会議から1回退出して入り直していたが、操作が煩雑であるし、気持ちも変わってしまうので、入ったままの方がよいのではないか。
また、感情的になって当事者側から一方的に切られてしまうことはないのか。
- 退出方式をとっているのは、運用開始当初、調停委員会が操作に慣れていないために意図せず繋いだままとなり、反対当事者に話が聞こえてしまうという事態が生じないようにするための対応であったと承知しているが、先行実施庁でも運用の定着とともにロビー待機方式が主流になりつつあるとのことである。
当事者側から一方的に切られたという経験は今のところないが、電話をかけるなどして説得せざるをえない。

- ロビー待機状態のときに当事者側から入ってくることはできないため、意図せず繋いだままとなるとすれば調停委員会の誤操作によるものということになる。当庁でも調停委員会が操作に慣れてくればロビー待機方式でも実施できると考えている。
- デモンストレーションの中で、申立人がウェブ会議から退出し、再度参加してもらうときは調停委員から電話をかけていたが、ロビー待機状態のときには電話をすることなく会議への参加を許可していた。当事者が待ち時間を活用できるよう、ロビー待機の時も調停委員から電話をしたほうがよいのではないか。
- デモンストレーションでは、短時間で再接続する場面でロビー待機としていた。まとまった待ち時間があるときも含めてロビー待機を活用するようになれば、再接続時の電話連絡を検討したい。
- 電話連絡には携帯電話を利用することが多いと聞いたが、スマートフォンでウェブ会議を行っている場合でも支障なく行うことができるか。
- ほかのアプリと同じように、アプリを起動したまま着信できると思われる。
- デモンストレーションの中で、申立人にカメラで部屋全体を映すよう指示していたが、調停委員側も部屋全体を映し、周りに誰もいないことを示す配慮があってもよいのではないか。
- Z o o mではカメラや音声のテスト機能があるが、W e b e xにも同様の機能があるか。スピーカーやマイクのテストができるという案内も事前にしておくと、当日もトラブルなく進むのではないかと思う。
(W e b e xでもスピーカー及びマイクのテスト機能があることを確認した。)
- デモンストレーションでは合意の内容を紙に記載したものを映していたが、画面共有を利用したほうが便利なのではないか。面会交流の条項を決める際には苦勞することもあり、また条項が二、三ページにわたることもあるため、調停条項も画面共有を利用して確認したほうがよいと思う。

また、裁判所に提出された資料が、期日に反対当事者の手元にないこともある。このような場合も、民事ではスマートフォンで写真を撮り、その場でアップするというのもやっており、Webexでも画面共有を利用することが、提出する側も受け取る側も便利なのではないか。

- Webexでも画面共有は可能であるが、まだ活用はできていない。ウェブ調停はまだ始まったところであるが、画面共有の利用のニーズは高いと思われるので、運用を積み重ね、効果的な活用方法を検討していきたい。
- 当事者間の合意点をExcelなどで見える化して共有できるとよい。
- これまでもホワイトボードを活用しながら合意点を整理したり、調停条項案を作成して当事者に見てもらいながら条項を読み上げたりする運用も行っているところである。ウェブ調停の場でも、操作に慣れてくれば画面共有の活用も進んでいくと考えている。
- PC版のマニュアルを見るととてもハードルが高いと感じた。スマートフォンであればアプリをダウンロードすることに慣れているが、パソコンではソフトをインストールして利用するというイメージを持っていない方も多いため、PC版のマニュアルをもっと分かりやすくしたり、スマートフォンの利用を勧めたりしてもよいのではないかと感じた。
- 対面での調停とウェブ調停とで裁判所の事務の負担が大きいのはどちらか。
- どちらも一長一短ある。ウェブ調停では事前の説明やメールの送付、調停室へのパソコンの設置などの事務があるが、期日調整の際に、来庁は難しいがウェブであれば可能といったケースでは期日が入りやすくなったり、DV事案の場合、ウェブ調停であれば当事者の双方又は一方の来庁がないため、庁舎内での不測の事態等を想定した対応の必要がなくなるなどのメリットもある。
- 私は金融機関に勤めているが、個人のローンの申込みは7割がウェブによる申込みである。ウェブ調停も2月に始まったばかりということであるが、数年のうちに一気に増えていくのではないかと思う。利便性もあり、当事者にとっ

でも裁判所にとってもメリットがあるということであればもっとアピールして
いくとよいと思う。

- 調停の次回期日を決める際に、当事者だけでなく調停委員の日程も合わない
と期日を決めることができない。法改正が必要なのかもしれないが、将来的に
は調停委員もウェブで参加できるようになると、期日をもっと入りやすくなる
のではないか。